

9 代表数 令和3年度の各吹奏楽連盟の代表数は次のとおり。

	小学生	中学校	高等学校	合計
北海道	2 + 1	5	3	10 + 1
東北	3	4	3	10
東関東	2	6	3	11
西関東	2	6	3	11
東京	2	5	3	10
北陸	0	4	3	7
合計	12	30	18	60

10 出演順 抽選により次頁のとおり。

11 参加費 一団体 20,000円
 ※申込み後に出場を辞退された場合、参加費の返金はしません。
 なお、大会中止の場合も同様とします。

12 入場料 <一般券のみ> S席 2,800円 A席 2,500円 B席 2,200円
 *全席指定(当日券の販売はありません)
 *各部門それぞれに入場券が必要です。(中学校部門は前半・後半毎)
 *未就学児の入場はお断りします。
 *出演者の入場はできません。(出演者は出演後、すぐに退館してもらいます)

13 入場券 ① チケットの申込は、9月24日(金)午前10時より
 ・「チケットぴあ」にて販売します。1予約3枚まで、申込順にて受付ます。
 ・客席収容率を50%に制限するため、各部門販売席数は次のとおりです。
 S席(442席)、A席(351席)、B席(141席)
 ※席数は部門により多少の誤差があります。
 なお、座席図及び購入方法は北海道吹奏楽連盟ホームページに掲載します。
<http://www.ajba.or.jp/hokkaido/>
 ② 中学校部門(前半の部)、中学校部門(後半の部)、小学生部門、高等学校部門ごとの入れ替え制とします。(入場券は部門毎に必要です)
 ③ 出演団体は演奏終了後、すぐに退館してもらいますので、出演者用の入場券の申込案内はありません。

14 プログラム 1部 500円

15 ライブ配信 当日の生演奏を有料でライブ配信します。詳細は北海道吹奏楽連盟ホームページに掲載しますので、そちらをご覧ください。※9月9日(木)よりご案内

出 演 順

10月9日(土)			10月10日(日)			
中学校 (前半の部)	1	東関東	小 学 生	1	東関東	
	2	北陸		2	西関東	
	3	北海道		3	北海道	
	4	東北		4	東京	
	5	北海道		5	東京	
	6	東京		6	北海道	
	7	北海道		7	東北	
	8	東京		8	東北	
	9	西関東		9	西関東	
	10	東関東		10	東北	
	11	東北		11	東関東	
	12	西関東		12	北海道	
	13	東関東		高 等 学 校	1	東北
	14	北陸			2	北陸
	15	西関東			3	東京
中学校 (後半の部)	16	東関東	4		北海道	
	17	西関東	5		東関東	
	18	北陸	6		北海道	
	19	東北	7		東関東	
	20	北陸	8		西関東	
	21	北海道	9		北陸	
	22	東関東	10		東京	
	23	東京	11		西関東	
	24	東京	12		東北	
	25	東関東	13		東京	
	26	東京	14		東北	
	27	西関東	15		東関東	
	28	西関東	16	北陸		
	29	東北	17	北海道		
	30	北海道	18	西関東		

東日本学校吹奏楽大会実施規定

第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は「東日本学校吹奏楽大会」という。

(実施)

第2条 本大会は、各吹奏楽連盟理事長より推薦された吹奏楽団体が参加して、毎年10月第2週の土曜日・日曜日に実施する。

この大会の事業年度は4月1日から翌年3月末日とする。

(各吹奏楽連盟)

第3条 選出母体たる各吹奏楽連盟は次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| (1) 北海道吹奏楽連盟 | (2) 東北吹奏楽連盟 | (3) 東関東吹奏楽連盟 |
| (4) 西関東吹奏楽連盟 | (5) 東京都吹奏楽連盟 | (6) 北陸吹奏楽連盟 |

(会場・日時)

第4条 実施会場・日時などの必要事項は各吹奏楽連盟理事長、事務局長で構成する東日本学校吹奏楽大会企画委員会（以下 企画委員会）で決定する。

主管をする吹奏楽連盟の理事長は大会会長となる。企画委員は大会開催時大会委員となる。企画委員会は毎年3月上旬までに次年度の開催要項を決める。

第2章 実施部門および参加人員

(実施部門)

第5条 実施部門は次のとおりとする。

- (1) 小学生部門
- (2) 中学校部門
- (3) 高等学校部門

(編成・演奏人員)

第6条 編成は、木管、金管、打楽器を主体とし、電子楽器の使用を認めない。ただし、小学生部門については、低音楽器の補助としてエレキベースのみ使用を認める。

また、各部門の演奏人員は次のとおりとする。なお、指揮者は演奏人員には含まない。

- (1) 小学生部門・・・・自由
- (2) 中学校部門・・・・30名 以内
- (3) 高等学校部門・・・・30名 以内

第3章 資 格

(参加資格)

第7条 参加資格は各吹奏楽連盟に登録され、かつ中学校と高等学校においては各大会の小編成の部門に参加した団体で次のとおりとする。

(1) 小学生部門

構成メンバーは同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

(2) 中学校部門

構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒とする。なお、学校の統廃合に伴う合同のバンドについては出場を認める。(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める)

(3) 高等学校部門

構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。なお、学校の統廃合に伴う合同のバンドについては出場を認める。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)

2 第7条の1により参加資格を有する団体であっても、その年度の全日本吹奏楽コンクールの予選となる部門に出場した団体と、その年度の全日本小学生バンドフェスティバルに出場する団体は、本大会に参加することはできない。

(指揮者)

第8条 指揮者の資格については制限しないが、同一指揮者が同一部門の二つ以上の団体に重複して指揮することは認めない。

(入賞取消)

第9条 参加団体の資格に疑義あるときは、出場を停止または入賞を取り消す。

第4章 演奏曲および演奏時間

(演奏曲)

第10条 各吹奏楽連盟主催の大会で演奏した任意の1曲とする。(組曲は1曲とみなす)

(審査)

第11条 参加団体は、第10条による曲を演奏し審査を受ける。

(著作権)

第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

(演奏時間)

第13条 演奏時間は7分以内とする。演奏時間が7分を超えた場合は、審査・表彰の対象としない。

(演奏順序)

第14条 部門順序と出演順序はその年の企画委員会において決める。

第5章 審査および表彰

(審査員)

第15条 審査員は企画委員会で選出し大会会長が委嘱する。審査員の数は7名とする。審査方法は別に定める審査内規による。

(表彰)

第16条 各団体に「金賞」、「銀賞」、「銅賞」を贈る。また、全団体の指揮者に指揮者賞を贈る。

第6章 代 表

(支部代表)

第17条 本大会に各吹奏楽連盟より推薦する団体数は、企画委員会で前年度3月上旬までに決める。

各吹奏楽連盟理事長は、本大会開催日の3週間前までに大会会長に推薦する団体を報告する。

なお、3年連続して出場した団体については表彰状を贈り、翌年の大会へ推薦しないこととする。(平成23年度 第11回大会を起点とする)

(参加費用)

第18条 本大会参加に要する費用は参加団体の負担とする。

第7章 その他

(共催・後援・協賛)

第19条 本大会の実施にあたり企画委員会が必要と認めた場合は、共催、後援および協賛団体を持つことができる。

(実行委員会・事務局)

第20条 本大会実行委員は主管吹奏楽連盟の役員があたる。

また、大会事務局は主管連盟の事務局とする。

(開催細目)

第21条 その他の開催上の細目については実行委員会が決める。

(改定)

第22条 この規定は企画委員会の議により改定することができる。

- 2 緊急時の場合、主管連盟からの提案により、企画委員の過半数を超える賛成で、当年度に限り東日本学校吹奏楽大会実施規定(細則を含む)を変更して実施することができる。なお、賛否が同数の場合は主管連盟の決するところによる。

付則 この規定は平成25年4月1日より実施する。

平成14年	1月21日	企画委員会決定
平成16年	2月10日	企画委員会一部改定
平成17年	1月26日	企画委員会一部改定
平成18年	1月30日	企画委員会一部改定
平成19年	1月29日	企画委員会一部改定
平成19年	10月5日	企画委員会一部改定
平成21年	2月28日	企画委員会一部改定
平成22年	7月18日	企画委員会一部改定
平成23年	3月6日	企画委員会一部改定
平成24年	3月3日	企画委員会一部改定
平成24年	10月12日	企画委員会一部改定
平成25年	3月3日	企画委員会一部改定
平成26年	3月2日	企画委員会一部改定
平成31年	3月3日	企画委員会一部改定
令和2年	3月20日	企画委員会一部改定
令和3年	7月13日	企画委員会一部改定

東日本学校吹奏楽大会審査内規

- 第1条 この内規は東日本学校吹奏楽大会実施規定第15条に基づき審査および判定について定めるものである。
- 第2条 審査員は演奏曲を「技術」と「表現」の2項目について、各項目10段階で評価する。
- 第3条 審査結果の判定は企画委員会が行う。
- 第4条 審査員の最高点および最低点を除いた評価に基づき、全団体へ「金賞」、「銀賞」、「銅賞」のいずれかを贈る。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。
また、全団体の指揮者に「指揮者賞」を贈る。
- 第5条 第4条による結果は企画委員会で決定し、審査員に報告する。
- 第6条 審査票は出演団体に渡し、審査一覧表は企画委員会が管理し一部分を公表する。
- 第7条 この内規は企画委員会の議により改定することができる。
- 付 則 この規定は平成23年4月1日より実施する。

平成14年	1月23日	企画委員会決定
平成15年	1月17日	企画委員会一部改定
平成16年	2月10日	企画委員会一部改定
平成17年	1月26日	企画委員会一部改定
平成18年	1月30日	企画委員会一部改定
平成19年	1月29日	企画委員会一部改定
平成19年10月	5日	企画委員会一部改定
平成22年10月	8日	企画委員会一部改定